

公 示

独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）がコンサルタント等との業務実施契約に基づき実施する予定の案件を公示します。

これら案件の選定に当たっては、企画競争（プロポーザル方式）を採用します。

プロポーザル作成に係る業務指示書を各案件の公示において指定する日（小規模と位置付けられている案件については、原則本日）から配布しますので、応募のためのプロポーザル作成に当たっては、同業務指示書に基づき、当機構ホームページで公開している「プロポーザル作成要領」に従って作成願います。

なお、公示に関する照会は調達部（Tel:03-5226-6612）あてにお願いします。
注）本公示に係る業務指示書及び配布資料等の配布については、電子データをダウンロードする方法で行います。具体的な配布方法は、当機構HPの調達情報＞お知らせ＞「業務指示書等の電子配布本格導入について【コンサルタント等契約】」（http://www.jica.go.jp/announce/information/20130410_01.html）を参照願います。

2014年3月19日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役
理事 小寺 清

【1. プロポーザル提出の資格】

以下のプロポーザル提出の資格には十分ご留意ください。

プロポーザル提出の有資格者（共同企業体を編成する場合の構成員を含む）は、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有する者、同資格を有していない場合は機構の事前資格審査を受けている者に限ります。資格の詳細については、当機構ホームページ「競争参加資格審査」

（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）を参照願います。

会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、プロポーザル提出の資格がありません。

また、機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年10月1日規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている期間中においては、プロポーザル提出の資格がありません。具体的には、以下のとおり取り扱います。

- ・プロポーザルの提出締切日が資格停止期間中の場合、プロポーザルを無効とします。
- ・資格停止期間中に公示され、プロポーザルの提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、プロポーザルを受付けます。
- ・資格停止期間前に、契約交渉相手方として通知されている場合は、当該コンサルタント等との契約手続きを進めます。
- ・契約交渉相手方として通知される前に資格停止期間が始まる案件のプロポーザルは無効とします。

【2. 業務指示書の配布】

業務指示書及び配布資料等の配布については、上記1. に示すプロポーザル提出の有資格者のみに限定します。

平成25・26・27年度全省庁統一資格を有している場合は、業務指示書の配布時に、全省庁統一資格結果通知書（写）及び情報シートを提出願います。なお、既に一度同（写）を機構に提出頂き、機構から「整理番号」を通知されている方については、同番号を提示頂くだけで結構です。

また、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有していない場合は、機構の事前資格審査を受けて頂き、その結果通知書（写）に示す「整理番号」を提示願います。事前資格審査は、申請いただいたから2～3営業日で結果通知させていただきます。

なお、業務指示書に限っては、事前資格審査申請中でも配布させていただきますので、その場合は、申請書の受領書（写）等を提示願います。

詳しくは、機構ホームページ（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）をご確認ください。情報シートの様式も同ページに掲載しております。

【3. 情報の公開について】

本公示により、プロポーザルを提出するコンサルタント等においては、その法人、個人、団体名を、コンサルタント等契約情報として機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公示により契約に至った契約先に関する情報を機構ホームページ上で公表することとします。本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。

なお、プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

具体的には、「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づき、下記リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

（<http://www.jica.go.jp/announce/proper/domestic/index.html>）

また、下記（1）に該当する場合は右リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

(http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku_0701.html)

- (1) 公表の対象となる契約相手方（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）
次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。
 - ア．当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること
 - 注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。
 - イ．当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること
- (2) 公表する情報
契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。
 - ア．対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名
 - イ．契約相手方の直近3カ年の財務諸表における当機構との取引高
 - ウ．契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合
 - エ．一者応札又は応募である場合はその旨
- (3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日
当該契約の締結日とします。
- (4) 情報の提供
契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

番号： 1 国名：カンボジア 担当：経済基盤開発部
案件名：プノンペン都交通管制システム導入計画準備調査
調査区分：プロジェクト形成（無償）

1 契約予定期間：2014年5月下旬～2015年2月中旬

2 参加要件

海外における交通計画に係る調査業務経験を有し、同分野の専任技術者を配置できること。
日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

3 参加資格のない社等

・ 商社、建設業者、本件に関連する資機材製造部門を有するコンサルタント及び本件に関連する資機材メーカー

4 今後の選定プロセス（予定）

- (1) 業務指示書等配布依頼書受付期間：2014年4月2日から2014年4月4日17：00まで
受付時期が遅れる場合は、当機構HPにて告知します。
依頼書は電子メールにて受付いたします。（冒頭留意事項2．参照）
- (2) 業務指示書等ダウンロード期間：2014年4月2日から2014年4月7日23：59まで
上記期間であれば、ダウンロードは土日祝日を含め、24時間可能です。
- (3) プロポーザル提出：2014年4月18日12：00まで
プロポーザル提出期限については、業務指示書に記載のものが最終のものとなります。
- (4) 選定結果通知 : 5月上旬
- (5) 契約交渉 : 5月上旬～5月中旬

5 業務の目的

カンボジア王国（以下、カンボジア）の首都プノンペン都は、人口185万人（2012年）を有するカンボジアの政治経済の中心地である。近年の経済発展を背景に登録車両台数は2000年の62,000台から2011年は235,000台（伸び率3.79倍）に増加し続けており、その結果、2001年に約20km/hであった都市内の平均走行速度は、2012年には15km/hを下回り交通渋滞が深刻化しつつある。これまでプノンペン都は、主に独自予算にて信号機の整備と交差点改良、立体交差の建設（2箇所）、細街路の拡幅等の交通改善施策に取り組んでいるが、今後も引き続き人口増加、所得増による車両保有台数の拡大が見込まれ、交通事故発生率も悪化しているところ、抜本的な交通改善施策の検討と実施が必要である。

このような現状を受け、JICAは2012年から「プノンペン都総合交通計画プロジェクト」を実施し、プノンペン都と共に交通マスタープラン（以下、M/P）の策定を進めている。同M/Pは2035年を目標年次とする長期計画と、2016年、2020年までの短期、中期計画からなり、都市道路網の拡張整備、公共交通導入、信号機・交通管制センター等のITS導入を含む計画が2014年に完成する予定である。同M/Pの短期計画（2016年）の中では、最優先プロジェクト群の一つとして、プノンペン都の交通渋滞を緩和するための交通管制システムの導入が提案されている。

交通管制システムの導入が最優先プロジェクト群の一つに提案された理由は、プノンペン都内の交差点の現状によるところである。現在、プノンペンには信号機の整備された交差点が69箇所あるが、その多くが交差点毎に独立した現示パターンとなっており、統一された制御システムとなっていないため、特に朝夕の交通混雑に対応できていない。

このような状況を踏まえ、カンボジア政府は我が国に対し、短期計画の最優先事項をいち早く実施すべくプノンペン都における100箇所程度（既存の整備交差点69箇所含む）の交差点信号と交通管制センター等の導入に関する無償資金協力を要請した。

本調査は、標記計画の無償資金協力としての妥当性を検討し、最適な計画の内容、規模等を検討した上で、概略設計を行うことを目的とする。

6 業務の範囲及び内容

- (1) 業務対象地域
プノンペン都
- (2) 相手国関係機関
プノンペン都公共事業運輸局（DPWT）
- (3) 業務内容
 - (1) インセプション・レポートの作成
 - (2) インセプション・レポートの説明・協議
 - (3) プロジェクトの背景・経緯の確認
 - (4) プロジェクトの実施体制の確認
 - (5) サイト状況（自然条件など）調査

- (6) プロジェクト内容の計画策定
- (7) 調達事情調査 (現地調達、 第三国調達)
- (8) 環境社会配慮にかかる調査
- (9) 相手国側負担事業の概要
- (10) プロジェクトの運営維持管理計画の検討
- (11) ソフトコンポーネントの検討
- (12) プロジェクトの概略事業費
- (13) 協力対象事業実施に当たっての留意事項の整理
- (14) プロジェクトの評価
- (15) 概略設計概要書の作成
- (16) 概略設計概要書の説明・協議
- (17) 準備調査報告書等の作成

7 成果品等

- (1) 業務計画書 : 2014年5月下旬
- (2) インセプション・レポート : 2014年5月下旬
- (3) 現地調査結果概要 : 2014年7月下旬
- (4) 準備調査報告書 (案) : 2014年11月中旬
- (5) 概略事業費 (無償) 積算内訳書 : 2014年11月中旬
- (6) 機材仕様書 : 2014年11月中旬
- (7) 概要資料 : 2014年12月下旬
- (8) 準備調査報告書 : 2015年1月下旬
- (9) デジタル画像集 : 2015年1月下旬

8 主要な分野及び評価対象予定者

- (1) 業務主任 / 交通計画 (評価対象予定者)
- (2) 機材・システム計画 (評価対象予定者)
- (3) 交差点形状改良
- (4) 建築・改修計画 (交通管制センター改修)
- (5) 交通制御計画
- (6) 調達事情 / 積算

9 特記事項

- ・ 本件受注コンサルタント (JV構成員および補強を含む。以下「受注コンサルタント」という。) は、本調査の結果に基づき、我が国政府による無償資金協力が実施される場合は、設計監理契約以外の役務及び財の調達には参加できない (その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も調達できない) 予定です。
- ・ 共同企業体の結成を認める予定

注 : 本案件概要は予定段階のもので詳細については変更される場合もあります。